

5 推進体制

(1) 市政経営会議による進行管理

全庁一丸となって計画の着実な推進を図るため、市長・副市長・各局長等で構成する市政運営に関する意思形成を行う市政経営会議において進捗状況の管理を行います。

(2) 外部委員会（行財政改革推進委員会）への報告

計画の進捗状況について、有識者、市民等で構成する外部委員会（行財政改革推進委員会）に適宜報告するとともに、委員会での意見等を計画の推進や見直しに反映します。

(3) 市民への説明

計画の達成状況や当該年度の取り組み等を掲げた実施計画を毎年度策定し、ホームページ等を活用して市民にわかりやすく周知・説明します。